

一日年金相談所の開催

問 彦根年金事務所 お客様相談室
(☎0749-2311116)

年金事務所では、次の日程で一日年金相談所(予約制)を開催します。

【とき】 9月15日(木) 10時～16時まで

【ところ】 市役所本庁舎西館5階 5-D会議室

【申込み】 平日の8時30分から17時15分までに、左記の予約専用電話で希望日の1週間前までにお申し込みください。

【予約専用電話】 彦根年金事務所

(☎0749-2315489)

※この電話では予約以外のご用件はお受けできません。

敬老訪問に伺います

問 高齢福祉介護課
(☎9517789)

多年にわたり社会に貢献されてきた高齢者を敬い、その長寿をお祝いするため、市民を代表し、民生委員・市関係者が訪問します。

【対象】 満88歳・90歳・99歳の人および100歳以上の人(9月15日時点)

【訪問時期】 9月1日(木)～19日(月・祝)

「長浜市下水道事業地方公営企業法適用基本計画」を策定しました

問 上下水道課 (☎65-1600)

下水道配管等の老朽化にともない、施設の更新費用の増大が懸念される中、人口減少と連動して料金収入の減収が見込まれるなど、公営企業を取り巻く環境は厳しくなっています。公共インフラを将来にわたり安定的に提供していくためには、中長期的な経営基盤の強化が必要となります。

これらの問題に対し、下水道事業の持続可能な経営

を目指した企業会計制度を導入するため、「長浜市下水道事業地方公営企業法適用基本計画」を策定しましたのでお知らせします。

【適用時期】 平成30年4月～

【対象事業】 公共下水道事業

【適用範囲】 地方公営企業法の財務規定のみの一部適用
※詳しくは市のホームページをご覧ください。

地域密着型サービス施設整備運営事業者を募集します

問 高齢福祉介護課 (☎65-7789)

長浜市では、介護が必要になっても住み慣れた地域での暮らしが続けられるよう、地域密着型サービス事業所の整備を進めています。

第6期介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)に基づく、整備を行う事業者を募集します。

【募集期間】 8月17日(水)～9月30日(金) 9時～16時30分 ※平日のみ

【応募方法】 電話予約のうえ、直接高齢福祉介護課〈東館1階〉まで。

募集事業(サービス)	募集数	定員	整備年度	圏域設定等
(介護予防) 認知症対応型通所介護	1	12人以下	平成29年度	神照郷里※、びわ、虎姫、木之本のいずれかの圏域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	29人以下	平成29年度	長浜市全域
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	2		平成29年度	神照郷里※、浅井、びわ、高月、余呉のいずれかの圏域
看護小規模多機能型居宅介護	1	29人以下	平成29年度	長浜市全域

※神照郷里圏域…南郷里・北郷里・神照地区

衛生材料支給券を交付します

問 高齢福祉介護課 (☎6517789)
問 しょうがい福祉課 (☎6516518)

要介護認定を受けている寝たきりの高齢者やしょうがいのある人などに、衛生的にすごしていただけるように、紙おむつ等支給券を交付します。

【支給内容】

2万7千円分の支給券(平成29年3月20日まで利用可)

【集中受付期間】 9月1日(木)～15日(木)

【サービスを受けられる人】

(注) 施設に入所している人や入院中の人、日常生活用具給付事業で紙おむつの交付を受けている人などは除く。

申請時に次のすべてに該当する人

○次のア～ウのいずれかに該当する人

ア 要介護3、4、5の認定を受けている

イ 身体障害者手帳(肢体不自由) 1級、2級の交付を受けている(3歳以上)

ウ 療育手帳A1、A2の交付を受けている(3歳以上)

○申請日前6か月のうち3か月以上在宅生活をしていた

○常時おむつが必要で、現在も使用している

○世帯の平成27年分の所得税が非課税

○市税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を完納している人

【持ち物】

しょうがいのある人はお持ちの手帳

※申請書は窓口にあります。

※今後、新たに対象となった場合は随時申請を受け付けます。

申請先

要介護認定を受けている人…高齢福祉介護課〈東館1階〉

北部振興局福祉生活課・各支所

しょうがいのある人………しょうがい福祉課〈西館1階〉

北部振興局福祉生活課・各支所

訪問理美容サービスをご利用ください

問 高齢福祉介護課 (☎6517789)
問 しょうがい福祉課 (☎6516518)

在宅で生活をしている寝たきりの高齢者やしょうがいのある人に自宅訪問による理美容サービスの利用券を10月中旬に交付します。

【支給内容】

訪問理美容サービス利用券(散髪のみ) 1枚(平成29年3月20日まで利用可)。申請時に、利用する理美容店を選択します。

【自己負担額】

原則利用料の1割(450円)

【受付期間】 9月1日(木)～15日(木)

【サービスを受けられる人】

(注) 施設に入所している人、病院に入院している人などは除く。

《共通要件》 9月1日現在で次のすべてに該当する人

○平成28年3月～8月の間で3か月以上在宅で生活している

○世帯の平成27年分の所得税が非課税

○市税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を完納している人

《要介護認定を受けている人の要件》

次のいずれかに該当する人

● 65歳以上で要介護4・5の認定を受けている

● 65歳未満で要介護4・5の認定を受けており、同居人のすべてが65歳以上または下記①～③のいずれかの手帳を持っている

※申請書は窓口にあります。

申請先

高齢福祉介護課〈東館1階〉

北部振興局福祉生活課・各支所

訪問理美容サービスをご利用ください

問 高齢福祉介護課 (☎6517789)
問 しょうがい福祉課 (☎6516518)

在宅で生活をしている寝たきりの高齢者やしょうがいのある人に自宅訪問による理美容サービスの利用券を10月中旬に交付します。

【自己負担額】

原則利用料の1割(450円)

【受付期間】 9月1日(木)～15日(木)

【サービスを受けられる人】

(注) 施設に入所している人、病院に入院している人などは除く。

《共通要件》 9月1日現在で次のすべてに該当する人

○平成28年3月～8月の間で3か月以上在宅で生活している

○世帯の平成27年分の所得税が非課税

○市税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を完納している人

《要介護認定を受けている人の要件》

次のいずれかに該当する人

● 65歳以上で要介護4・5の認定を受けている

● 65歳未満で要介護4・5の認定を受けており、同居人のすべてが65歳以上または下記①～③のいずれかの手帳を持っている

※申請書は窓口にあります。

申請先

しょうがい福祉課〈西館1階〉

北部振興局福祉生活課・各支所